

令和3年12月1日改定

一般社団法人日本森林技術協会
国際化したSGEC認証制度への対応方針

第1章 目的

一般社団法人 緑の循環認証会議（以下、「SGEC」という。）は、我が国にふさわしい森林認証制度を創設するため、森林・林業のみならず経済・産業、消費、自然環境など広範な方面の方々が参集して設立された組織である。SGECの森林認証制度の目的は、我が国において、持続可能な森林経営を広く普及するとともに、そこで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することとしている。

一般社団法人 日本森林技術協会（以下、「本協会」という。）は、林業、木材利用を含む森林に関する科学技術を振興することにより持続可能な森林経営の推進を図り、もって森林生態系の保全、循環型社会の構築、地球環境の保全及び文化の向上に寄与するという目的を達成するため、各種の事業を展開する中で森林認証を推進している。

SGECは海外の森林認証管理団体であるPEFCとの連携を進め、森林認証の国際化を目指して、平成28年6月3日に相互承認した。本協会においてもこのような国際化を視野に入れた認証機関としての体制強化を進めることとし、その対応方針を以下のとおり定める。

第2章 ISO規格への対応

我が国の森林資源は本格的な利用期に入り、今後森林計画制度の見直しとあわせ作業システムや路網の整備が進み国内の森林経営や木材生産が活性化すれば、国産材の消費の範囲は国内外へと広がるのが想定される。その際には、海外も含めた消費者に対しても信頼性の高い認証審査体制と説明が求められる。

このような国際化への対応においては、認証機関の資格要件として、ISO/IEC 17065:2012（JIS Q 17065:2012 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項、以下、「ISO/IEC 17065」という。）、ISO/IEC 17021:2011（JIS Q 17021:2011 適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項）といった国際規格が知られている。特にISO/IEC 17065は独立した第三者機関としての標準的な条件が示されており、ISO/IEC 17065に沿った体制を整備すれば、より信頼性の高い適合性

の評価が可能となる。

第3章 方針

本協会においてもこのような国際化に迅速に対応し、国外の市場も含め広く申請者等のニーズに応えるために、ISO/IEC 17065 を踏まえて本協会の業務規程など関連規程が示す文書及び体制について見直し、これまでの業務を通じて培った森林についての知見を活用しながら、次の品質方針に従って森林認証制度に取り組んできたところである。一方、これまでの取り組みを含めて、第三者機関である日本適合性認定協会（JAB）により適合と判断され、平成 27 年 10 月 27 日付で ISO/IEC 17065 認定を取得した。今後も、ISO/IEC 17065 の適切な運用を含め、この品質方針を堅持することとする。

1. 本協会は、申請者、FM 認証又は COC 認証の取得者、それらの関係者及び消費者の認証審査業務に対する信頼を高めるため、その認証審査業務を、公平性、客観性及び機密性の確保を内容とする国際水準の品質により運営する。
2. 本協会は、FM 認証又は COC 認証などに関する第 3 者機関のための一般要求事項を定めた国際規格である ISO/IEC 17065 を導入して、その認証審査業務を経済社会の国際化の進展に即応するよう運営する。
3. 本協会は、当対応方針及び関連規程を一連の認証システムとして規定し、これを公表した上で、品質の高い認証審査業務を執行する。

第4章 方針の実施

ISO/IEC 17065 に即した森林認証の具体的な実施内容については「認証業務品質マニュアル」に示すこととするが、既往の SGEC 認証制度に係る事項に加え、特に次の事項について配慮することとする。

1. 内部監査及びマネジメントレビューの実施
2. 文書化の徹底
3. 記録の体系化
4. 機密保持の徹底
5. 認証審査員の教育・訓練の徹底

なお、今後、この方針の実施に当たり、発生する多方面にわたる課題については柔軟に取

り組むとともに、ISO/IEC 17065 の要求事項への適合に的確に努めるものとする。

第5章 今後の ISO 関係の取り組み

森林認証は FM 認証と COC 認証で構成され、国際的に ISO/IEC 17065 の認定取得が認証機関には求められている。本協会としては、ISO/IEC 17065 の認定取得を達成し、認証機関として必要な体制を整えた。一方、SGEC と PEFC の相互承認については SGEC 事務局により申請及び審査対応が進められ、平成 28 年 6 月 3 日に相互承認が成立した。本協会は、国際的に認められた SGEC 森林認証制度を扱う認証機関として評価活動を行う。

第6章 認証取得者等への対応

これまで日林協が審査を通じて培った知見を活かしながら、国際規格に対応することにより、SGEC 認証制度の審査内容の向上に努めるとともに、認証取得者の森林管理、木材の加工・流通・販売の高度化、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献することとする。

認証の品質を確保するため、審査の公平性、客観性及び機密性に配慮した記録の文書化や体制整備等が必要となるが、審査方法の改善等により認証の申請者及び取得者の過重な負担が生じないよう配慮する。

※当文書は理事長の判断により改廃する。

この規程は、平成 24 年 10 月 10 日より施行する。

平成 26 年 1 月 15 日改定

平成 26 年 4 月 15 日改定

平成 27 年 3 月 31 日改定 関連状況に応じて修正

平成 28 年 1 月 1 日改定 SGEC 制度改正、ISO/IEC 17065 認定取得に応じた修正

平成 28 年 10 月 1 日改定 SGEC と PEFC の相互承認に伴い修正

平成 29 年 9 月 1 日改定 文書の見直しによる修正

令和 3 年 12 月 1 日改定 表題を「新たな SGEC 認証制度への対応方針」から「国際化した SGEC 認証制度への対応方針」に変更するとともに、文書の見直しによる修正、令和 4 年 4 月 1 日より施行